

第五次国有林野施業実施計画書
第二次変更計画
(東三河森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和2年3月

第二次変更 令和3年3月

林野庁中部森林管理局

目 次

I 変更事由	1
II 変更事項	
4 治山に関する事項	2

東三河森林計画区 第五次国有林野施業実施計画の第二次変更について

国有林野管理経営規程第 14 条第 2 項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和 3 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

- ・ 治山に関する事項について
治山事業の保全施設の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位:保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計 画 量
桧原川1、寒狭川上流3、寒狭川上流4、黄柳川1、梅田川1、豊川1、当貝津川3、大多賀川1	保全施設	溪 間 工	8
寒狭川上流3、豊橋1、梅田川1、当貝津川2、当貝津川3、大多賀川1	保全施設	山 腹 工	6
	保全施設	そ の 他	
東三河森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	そ の 他	374.00
合 計	保 全 施 設	溪 間 工	8
		山 腹 工	6
		そ の 他	
	保 安 林 の 整 備	そ の 他	374.00

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。